

総 説

死因解明と行政解剖制度

久 保 真 一

徳島大学医学部法医学教室

Administrative autopsy for investigation of the cause of death — its history and state in Japan —

Shin-ichi Kubo

Department of Legal Medicine, School of Medicine, The University of Tokushima, Tokushima

要 旨

近年、社会の変化に伴い様々な事例（症例）で死因の認定の問題がこれまで以上に重要となっており、死因の解明を目的とする解剖制度が求められている。本邦における解剖制度は系統解剖、病理解剖、法医学解剖の3つに大別され、法医学解剖はさらに司法解剖と行政解剖とに分けられる。このうち異状死体の死因の解明を目的とする解剖は、死体解剖保存法第8条による狭義の行政解剖「監察医解剖」のみである。この解剖制度は政令で認められた東京都23区、大阪市、横浜市、名古屋市、神戸市のみで運用されている。現行の制度では、徳島のように政令で認められていない地域では死因の解明を目的とする解剖は法的に実施できない。この問題に対応するために、各都道府県・地域レベルで、準監察医制度というべき行政（承諾）解剖制度の検討と導入が始まり、徳島でも平成9年4月から運用が開始されている。

はじめに

我が国は高学歴社会となり権利意識の高い社会へと変貌を遂げてきている。社会生活の多様化と複雑化にともない人の死に関しても人権の擁護、公衆衛生、社会保障の諸問題に加えて、労災保険や生命保険などの認定や証明といった多くの問題が生じてきている。このためここに来てこの社会の変化と解剖制度との間の溝が深まりつつある。例えば、教育現場における児童・生徒の突然死、職場における突然死、過労死の問題、などでは死因の解明が極めて重要となっており、このような場合、法律で監察医解剖制度が定められていない地域では解剖に

よる死因の解明は困難である。

この総説では、解剖に関する法制度の現状を概説し、新たな行政（承諾）解剖制度への取り組みと、その社会的背景を含めて紹介する。

なお、本文中にある法律の条文については「関連法規等」の項に一括して記載しているので参照されたい。

解剖に関する法制度の現状

解剖制度を規定した基本となる法律は「死体解剖保存法」である。「死体解剖保存法第1条」には、「死体の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上を図るとともに、医学の教育又は研究に資することを目的とする」とある。第2条では、解剖の資格と死体解剖の種類が示してある。これによると解剖の種類として、第8条の規定による解剖、刑事訴訟法による解剖、食品衛生法による解剖、検疫法による解剖が上げられている。

現在行われている解剖の種類と関連法規、専門領域の関係を表1に示す。解剖は系統解剖、病理解剖、法医学

表1 解剖の種類と関連法規、専門領域の関係

系統解剖：解剖学
死体解剖保存法（第1, 10, 12~19, 21, 23条）
医学及び歯学の教育のための献体に関する法律
病理解剖：病理学
死体解剖保存法（第1, 第2条）
法医学解剖：法医学（病理学）
司法解剖：刑事訴訟法（第129, 168, 225条）
行政解剖：検疫法第13条による解剖
食品衛生法第28条による解剖
死体解剖保存法第8条による解剖（監察医解剖）

剖の3つに大別される。それぞれの解剖について以下に法律との関係を中心に概説する¹⁻⁶⁾。

1. 系統解剖

系統解剖は、「死体解剖保存法第1条」にあるように医学教育、特に学生の教育のために行う解剖（身体の正常な構造を明らかにするための解剖「正常解剖」）である。解剖には遺族の承諾が必要である。これとは別に「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」通称「献体法」と呼ばれる法律もある。この法律は、献体の精神を広く国民に普及させることを目的として昭和58年に制定された法律で、「死体解剖保存法」との違いは、生前の本人の献体の意思を尊重し、解剖に付することができることを明記してある点である。

2. 病理解剖

病理解剖は、病死した方を解剖し、医学の研究に資することを目的としたもので、「死体解剖保存法第1条、第2条」にその規定がある。この場合は、遺族の承諾が絶対に必要で、承諾がなければ解剖は許されない。

以上のように系統解剖は本人の生前の意思、または遺族の承諾によって、また病理解剖は遺族の承諾を得て行うもので、この間に権力の介入は全くない。

3. 司法解剖

系統解剖、病理解剖が承諾を得て行う解剖、言い換えれば「私的解剖」であるのに対し、法医学解剖は公権力の発動によるものであることから、「公的解剖」と考えられている。法医学解剖は司法解剖と行政解剖とに大別され、解剖の手続きにも違いがある。

司法解剖は犯罪が疑われる場合で、「刑事訴訟法」に基づいて行われる。解剖を行う必要があると判断した警察または検察は、何故解剖が必要か、誰に解剖を囑託するかを裁判官に説明し、鑑定処分許可状（令状）の請求をする。これについて裁判官が必要と認めれば令状を発行する。警察または検察は、この令状と、解剖で何を知りたいかを箇条書きで示した鑑定囑託書とを持って、解剖の依頼にくるが、この令状なしに司法解剖を行うことは許されない。司法解剖は最も強い公権力の発動に基づく解剖である。

4. 行政解剖

行政解剖には3つあり、それぞれ異なる法律によって

規定されている。「検疫法」による解剖、「食品衛生法」による解剖と「死体解剖保存法第8条」による解剖、通称8条解剖または監察医解剖の3つである。

4・1 検疫法による解剖

「検疫法第13条」による解剖は、海外から港や空港に入ってきた人の中に、検疫法で定めた疾患（コレラ、ペスト、痘そうおよび黄熱）で死亡したのではないかと疑われる場合に行われる解剖で、検疫所長の権限で解剖に付することができる。

4・2 食品衛生法による解剖

第二は「食品衛生法第28条」による解剖である。これは食中毒で死亡した疑いのある死体について、その地区の保健所長の権限で解剖に付することができる。

以上の「検疫法」、「食品衛生法」による行政解剖は、司法解剖と異なり、令状をとって行うものではないが、できうる限り遺族の納得の上で行うのが本筋であり、条文にもその旨明示されている。しかし、どうしても説得できない場合は、通告の上、解剖しても差し支えないことになってる。

しかし、現実には「検疫法」による解剖はほとんどなく、また、「食品衛生法」による解剖も実際には業務上過失致死の疑いということで刑事事件として扱われることが多く、この場合は司法解剖となるので、「食品衛生法」による行政解剖もまた希である。このような理由から、一般的に行政解剖とは監察医解剖を指すことになる。

4・3 監察医解剖（狭義の行政解剖）

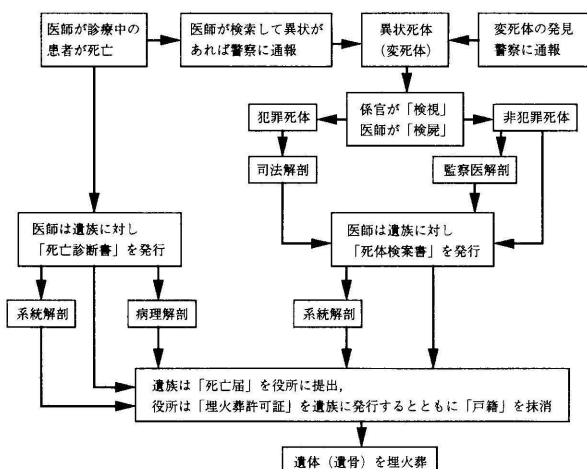
狭義の行政解剖として、「死体解剖保存法第8条」による解剖、監察医解剖がある。監察医とは、政令で定められた地域におかれる死因解明のための専門医である。監察医が検案しても死因が判明しない場合は、解剖し死因を明らかにすることになる。このように、監察医解剖は、犯罪や事件・事故に関係ない死体について行われる純粋に死因の解明を目的とした解剖である。

死亡者の取扱いと変死体・異状死体

1. 死亡者の取扱いの概要

さて、ここでもう一度、死亡者の取扱いの概要と解剖制度とを整理してみる（図1）。まず診療中の患者が亡くなった場合は、医師は死亡診断書とときに死体検案書を発行し死者は埋火葬される。このうち遺族の承諾がえら

図1 死亡者の取扱いの概要



れた場合は医学研究のために病理解剖に付される。診療中の患者が死亡した場合でも、死因が不明の場合など異状があれば警察に届けなければならない(異状死体届出義務「医師法第21条」)。次に、いわゆる「変死体・異状死体」が発見されると、警察に届けられる。これを受けて警察は現場に赴き捜査を行う。捜査によって、明らかな犯罪死体、明らかな非犯罪死体、どちらか不明な死体に判断される。明らかな犯罪死体は、「刑事訴訟法」に基づき司法解剖に付される。また犯罪の関与が不明な死体の一部もこれを明らかにする目的で司法解剖が行われる。明らかな非犯罪死体で死因が明らかな場合は死体検案書が発行され、埋火葬される。問題となるのは医師の検案によっても死因が不明の場合である。この場合は監察医解剖によって死因解明の努力がなされるが、監察医解剖制度がない地域では解剖による死因の解明は不可能である。

なお、系統解剖については、病死の場合と、明らかな非犯罪死体の場合でそれぞれ死因に問題がなく、かつ遺族または本人の献体の意思がある場合に行われる。

2. 変死体・異状死体とは

「刑事訴訟法第229条」、「死体解剖保存法第11条」、「医師法第21条」には法律の文言として「変死」「異状」という言葉が用いられているが、明確な定義はされていない。後に紹介する「死体解剖保存法」の成立のきっかけとなった「監察医局設置に関する連合軍最高司令部の指令」によると監察医解剖の対象となる死体について、「犯罪的暴力、または怠慢で死亡し、または偶発的傷害のため、または自殺のため、または、一見、健康佳良に

表2 「異状死体」ガイドライン

- [1] 外因による死亡(加療の有無, 加療の期間は問わない)
 (1) 不慮の事故: 交通事故, 転倒・転落, 溺水, 火災及び火焔による傷害, 窒息, 中毒, 異常環境, 感電・落雷, その他の災害
 (2) 自殺, (3) 他殺, (4) 不慮の事故・自殺・他殺のいずれであるか不詳のもの
 [2] 外因による傷害の続発症, あるいは後遺傷害による死亡
 [3] 上記[1], [2]の疑いがあるもの
 [4] 医療行為に関連した予期しない死亡, およびその疑いがあるもの
 [5] 死因が明らかでない死亡
 イ) 死体として発見された場合, ロ) 一見健康に生活していた人の予期しない急死, ハ) 初診患者が受診後ごく短時間で死亡した場合(Dead on arrival等), ニ) 医療機関への受診歴があっても, その疾病により死亡したと診断できない場合, ホ) その他, 死因が不明の場合。病死か外因死か不明の場合

して突然に死亡し, または, 医師にかからず, または, 刑務所内にて, または疑わしき, または, 異常の状態での死亡したとき⁶⁾としている。法律には明文化されていないが変死体・異状死体とはこの「連合軍最高司令部の指令」の内容を指しているものと理解されている。いいかえれば「明らかな病死以外の全ての死体」が「変死体, 異状死体」ということになる。

日本法医学会は「異状死」ガイドライン⁷⁾を作成し, 異状死体を具体的に整理している(表2)。まず, 「1」が外因による死亡。「2」が外因による傷害の続発症。「3」はこれらの疑いがあるときで, 「1」から「3」は外因に関係した死亡である。これらはさらに不慮の事故, 自殺, 他殺, 事故, 自他殺の別が不詳のものに分けられている。このような外因に関係した症例の多くは救急車で搬入されるので, 入院の時点で警察が事件・事故の発生を認知し, 病院を訪れる場合が多いが, 入院時における警察の認知の有無に関わらず, このような外因に関連した死亡の場合異状死体として警察に届け出なければならない(異状死体届出義務「医師法第21条」)。特に, 入院が長期に亘った場合, または続発症で亡くなった場合など, 異状死体としての届けを忘れる場合がある。例えば, 交通事故等で長期臥床を余儀なくされた患者が肺動脈血栓症や肺炎等で死亡した場合, これを病死として扱い, 異状死体の届出がなされていなかった場合等は, 事例によっては後日, 事故と病死との因果関係の検討を迫られることとなる。

次に「4」は医療行為に関連した予期しない死亡の場合である。これは全てが医療過誤事例というわけではない。医療行為中の予期せぬ死亡の場合, ご遺族の要望に

より、医師が死因解明を目的として、病理解剖に付される場合もあるが、このような場合は、異状死体として警察に届け出て、係官による司法検視、医師による検屍を行い、医療行為と死亡の因果関係、死因を明らかにした方が良いと考える。

「5」の死因が明らかでない死亡については、死体として発見された場合ばかりでなく、突然死や入院時既に死亡していた場合(dead on arrival)なども含まれるので、このような症例でも異状死体として届け出なければならぬ(異状死体届出義務「医師法第21条」)。

死因解明と行政解剖制度

1. 行政(監察医)解剖制度成立の歴史的背景

監察医解剖の精神、目的を理解するためには、「死体解剖保存法」の成立に至る歴史を振り返ってみる必要がある。

昭和20年8月15日終戦を迎え、日本は連合軍の占領下におかれた。長年の戦争とこれにつづく戦後の疲弊の時期、現在では想像もできないが、飢餓や栄養失調で死亡する人が珍しくなかったそうである。当時は栄養失調・飢餓死の死亡診断書・検案書が多数書かれていたそうであるが、このような日本人医師の発行する診断書に疑問を持つとともに、このことが占領政策の批判の種となるのを恐れた連合軍最高司令部は、昭和21年12月11日「監察医局設置に関する連合軍最高司令部の指令」を出し、日本政府に対し、「正しい死因を報告せよ、そのためには大都市に監察医制度を設け、全ての変死体について監察医に検案せしめよ。もし検案で死因が分からなければ、監察医に解剖させて、死因を明らかにしたうえで報告せよ。」と命令している。これに対する日本政府の対応は早く、昭和22年1月17日には「死因不明死体の死因調査の件」という厚生省令が出され、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡の各都市に監察医局が設置されることになった。しかし、実際にはそれぞれの地域の大学の病理学講座・法医学講座がとりあえずこの業務に協力することで始まった。昭和23年には東京都監察医務院が独立組織として活動を開始した。そして昭和24年6月10日、監察医解剖制度を明文化した法律、「死体解剖保存法」が公布されることになった⁵⁻⁶⁾。

当初、監察医解剖制度は先に述べたように7都市で始まったが、京都と福岡が制度からはずれ、監察医政令(昭和60年7月12日政令第225号)により、現在は5つの都市のみで運用されている。

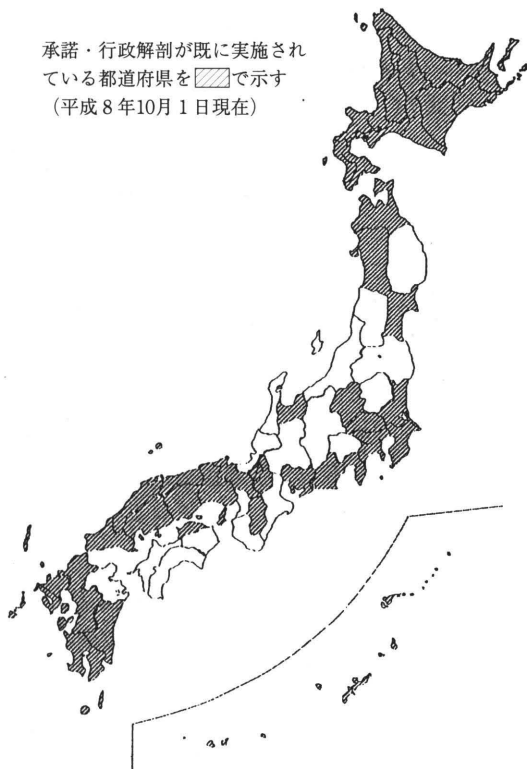
2. 新たな行政(承諾)解剖制度への取り組みと社会的背景

先に死亡者の取扱いの概要の項で述べたように、届出られた異状死体は警察による検視、医師による検屍(検案)が行われ、外表検査から死因、死亡時刻等が推定されるわけであるが、外表検査のみで死因の診断をつけることにはおのずと限界がある。このような場合、監察医解剖によって死因が明らかにされることになる。しかし監察医解剖制度は現状の法制度では、先に示した5都市に運用が限定されている。たしかに、これまで監察医解剖制度がない地域において、個々の事例において死因が明らかにできずに問題になったことはあったことと推察されるが、最近まで社会としては大きな問題とはならず、にきていたことも事実である。しかし、我が国は経済成長に伴い、高学歴社会となり権利意識の高い社会へと変貌を遂げてきており、人の死に関しても人権の擁護、公衆衛生、社会保障の諸問題に加えて、労災保険や生命保険等の認定や証明といった多くの問題が生じてきており、死因解明のために解剖が必要となる場合も増えてきている。

また、一方、日本の死亡診断書・検案書の死因に「心不全」「呼吸不全」の死因が多く、国際的死亡統計の資料として、日本の死亡統計の信頼性が低く、国際比較に値しないとして死亡統計の適正化を求められて来た。いわば終戦後、連合軍最高司令部によって、監察医制度の法制化を命令されたと同様の状況が起こってきたわけである。このような背景のもと、厚生省は死亡診断書の書式の改訂を行い、平成7年1月1日より新書式による死亡診断書の記載が開始された。この改訂の1つの目玉は、死因をできるだけ詳しく記載するようにとの指示がなされており、死因に「心不全」「呼吸不全」が記入できないことになった。厚生省はこの診断書の書式・記入方法の変更によって国際的にも信頼される正確な死因を得ることを目的としている。しかし、死因の判定を行う検屍・検案の現場では「心不全」「呼吸不全」の死因が記載できなくなったため、少なからず混乱が生じてきているのが実態である。さらに、このような症例に適応されるべき監察医解剖制度が認められていない地域では、解剖による死因の解明もできない。いわば現状はますます深刻になりつつあるといえる。

このような社会背景・現状に基づき全国的な監察医解剖制度の必要性が訴えられるようになってきている。しかし、監察医解剖制度の拡大等の法律や制度を変えるこ

図2 行政（承諾）解剖の実施状況



とは様々な問題から直ぐに実現できるものではない。このような状況を踏まえて、各都道府県レベルで、監察医解剖を念頭に容れた、準監察医制度ともいべき死因解明を目的とした新たな行政（承諾）解剖制度の実施にむけた活動が進められてきている（図2）⁸⁾。

徳島県では、長年の関係各位の努力の結果、平成9年4月より行政解剖制度が正式にスタートしている。

3. 行政（承諾）解剖の現状と展望

監察医解剖制度の実施されていない地域において行われている行政（承諾）解剖制度は、あくまでも遺族の承諾を受けて行われるものである。この点において法律で規定された監察医解剖と若干異なる点である。予算については制度の主旨から遺族の経費負担を減免するために監察医解剖と同様に公費負担による実施が望まれるが、県費等地方自治体や警察本部および捜査費によって支出されるなど地域によって様々である。また、その予算額も極めて厳しいのが現状である⁸⁾。

これまで述べてきたように死因解明のための新たな行政（承諾）解剖制度は全国に広がりつつあり、今後ますます

必要となると考えられる。これからは制度の法制化、正規予算化などの制度の早急な整備・確立が望まれる。一方、解剖の前提となる検案実務の充実と、そのための人材の育成について、資格や教育方法の充実が求められると考える。

おわりに

解剖制度の現状と行政（承諾）解剖制度について概説してきた。行政（承諾）解剖の対象となる症例は、司法解剖の対象となる犯罪に関わる死体を除く異状死体（変死体）のうち、死因が不明な症例が対象となるわけであるが、対象となる事例は潜在していると考ええる。行政（承諾）解剖制度への理解と活用をお願いしたい。

関連法規等

「死体解剖保存法」〔昭和24年法律第204号〕

第1条

この法律は、死体（妊娠4月以上の死胎を含む、以下同じ）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによって公衆衛生の向上をはかるとともに、医学（歯学を含む、以下同じ）の教育又は研究に資することを目的とする。

第2条

死体を解剖しようとする者は、あらかじめ、解剖しようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

①死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生大臣が適当と認定した者が解剖する場合。

②医学に関する大学（大学の学部を含む、以下同じ）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授が解剖する場合。

③第8条の規定により解剖する場合。

④刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第129条（第22条第1項において準用する場合を含む）、第168条第1項又は第225条第1項の規定により解剖する場合。

⑤食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項又は第2項の規定により解剖する場合。

⑥検疫法（昭和26年法律第201号）第13条第2項の規定により解剖する場合。

第8条

政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのあ

る死体その他の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案させ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑いがある死体については、刑事訴訟法第229条の規定による検視があった後でなければ、解剖させることができない。

2. 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第11条

死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係ある異状があると認めるときは、24時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」

(昭和58年法律第56号)

第1条

この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

第2条

この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖（以下「正常解剖」という）の解剖体として提供することを希望することをいう。

第3条

献体の意思は尊重されなければならない。

「刑事訴訟法」(昭和23年法律131号)

第129条

検証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他の必要な処分をすることができる。

第168条

鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住所若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶に立ち入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

第225条

第223条第1項の規定による鑑定の囑託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第168条第1項(鑑定人の処分)に規定する処分をすることができる。

第229条

変死体又は変死の疑いのある死体があるときは、その所在

地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)

第28条

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

2. 前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得なくても、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

「検疫法」(昭和26年法律第201号)

第13条

検疫所長は、検疫伝染病につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

2. 検疫所長は、前条の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待っていてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

「監察医を置くべき地域を定める政令」(昭和24年政令第385号)

内閣は、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第8条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基づき、次の地域を定める。

東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市。

「医師法」(昭和23年法律第201号)

第21条

医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出

なければならぬ。

文 献

1. 柳田純一：検案と解剖。標準法医学・医事法，医学書院，第3版，1989，pp.204-205
2. 永田武明，原三郎 編：解剖の種類・法手続き。学生のための法医学，南山堂，第3版，1992，pp.8-9
3. 金川琢雄：死体解剖・献体など。現代医事法学，金原出版，第1版，1993，pp.343-353
4. 高取健彦：司法解剖と行政解剖。エッセンシャル法医学，医歯薬出版，第1版，1993，pp.18-19
5. 原 三郎：法医実務について。法医生活を顧みて～学術講演会講演要旨～，佐賀県科学捜査研究会，1989，pp.1-8
6. 柳田純一：異状死体をめぐるわが国の制度。死にかたがわからない，集英社，東京，1997，pp.229-259
7. 日本法医学会：「異状死」ガイドライン。日本医師会雑誌，113(2)：179-181，1995
8. 日本法医学会庶務委員会 編：全国承諾・行政解剖実体調査。日本法医学会ニュース，11：1-8，1997

SUMMARY

According to a change in our society, the authorization of the cause of death in various cases has become more important than before, and the autopsy system for investigating the cause of death is now required. In Japan, the autopsy is legally divided into three major parts, such as anatomical, pathological and legal autopsies. Legal autopsy is furthermore subclassified into judicial and administrative autopsies. Based on Article 8 of Regulation of Autopsy and Preservation of Cadaver, "Medical Examiner Autopsy", the narrow sense administrative autopsy operated by the medical examiner, is only allowed for investigation of the cause of death, and such an autopsy system is employed in several cities acknowledged by government ordinance, such as 23 wards in Tokyo, Osaka City, Yokohama City, Nagoya City and Kobe City. Under the current system, the Medical Examiner Autopsy, which is the autopsy for elucidating the cause of death, is not legally allowed in other cities and areas, like Tokushima. In order to deal with such an inconvenience, a new autopsy system, which requires to obtain the bereaved family's consent, has already been introduced as a para-administrative autopsy system, and actually employed in Tokushima from April in 1997.

Key words : postmortem examination, case of death, administrative, medical examiner system